

第 14 号

平成29年度県単独道路事業費に対する受益市町村負担金について

平成29年度県単独道路事業費の一部を次のとおり受益市町村に負担させるものとする。

平成 29 年 9 月 15 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

事業の名称	負担市町村	事業内容	事業費	負担金	事業費に対する負担金の割合	付 記
県単独道路事業	徳島市	道路局部改良事業	25,500,000 ^円	3,825,000 ^円	15%	事業費を増額又は減額した場合は、事業費に対する負担金の割合に応じ、知事は負担金を増額又は減額することができる。
	鳴門市	道路局部改良事業	2,550,000	382,500	15	
	小松島市	道路局部改良事業	17,000,000	2,550,000	15	
		交通安全対策事業	637,500	63,750	10	
		小 計	17,637,500	2,613,750	—	
	阿南市	道路局部改良事業	31,450,000	4,717,500	15	
		交通安全対策事業	1,275,000	127,500	10	
		小 計	32,725,000	4,845,000	—	
吉野川市	道路局部改良事業	11,050,000	1,657,500	15		
阿波市	道路局部改良事業	34,850,000	5,227,500	15		

	美馬市	道路局部改良事業	38,250,000	5,737,500	15	
	三好市	道路局部改良事業	55,250,000	8,287,500	15	
	勝浦町	道路局部改良事業	12,750,000	1,912,500	15	
	上勝町	道路局部改良事業	12,750,000	1,912,500	15	
	佐那河内村	道路局部改良事業	8,500,000	1,275,000	15	
	石井町	道路局部改良事業	4,250,000	637,500	15	
	神山町	道路局部改良事業	22,950,000	3,442,500	15	
	那賀町	道路局部改良事業	34,000,000	5,100,000	15	
		交通安全対策事業	637,500	63,750	10	
		小計	34,637,500	5,163,750	—	
	牟岐町	道路局部改良事業	4,250,000	637,500	15	
	美波町	道路局部改良事業	17,000,000	2,550,000	15	
	海陽町	道路局部改良事業	12,750,000	1,912,500	15	
	松茂町	道路局部改良事業	11,050,000	1,657,500	15	
	藍住町	道路局部改良事業	3,400,000	510,000	15	
	板野町	道路局部改良事業	12,750,000	1,912,500	15	
	上板町	道路局部改良事業	10,200,000	1,530,000	15	

	つるぎ町	道路局部改良事業	12,750,000	1,912,500	15	
	東みよし町	道路局部改良事業	21,250,000	3,187,500	15	

提案理由

平成29年度県単独道路事業費に対する受益市町村負担金について、道路法第52条第2項の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。